

京都市告示第494号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月28日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市北区紫野東御所田町7番地
京都市北区鞍馬口通寺町西入新御霊口町285番地の59
京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町29番地
京都市上京区大宮通西裏今宮御旅所下る西若宮南半町170番地及び西若宮北半町164番地の1
京都市上京区新町通上立売上る安楽小路町429番地の1
京都市上京区西芦山寺町85番地の3
京都市上京区上立売通大宮西入硯屋町280番地
京都市上京区大宮通五辻上る西入紋屋町328番地
京都市上京区今出川通七本松西入真盛町697番地の1及び698番地
京都市上京区元誓願寺通六軒町西入大文字町245番地
京都市上京区中筋通大宮西入横大宮町206番地
京都市上京区東橋詰町64番地の1
京都市上京区衣棚通榎木町上る門跡町287番地
京都市上京区衣棚通西丸太町上る今薬屋町311番地
京都市左京区孫橋通東大路東入南門前町538番地
京都市左京区岡崎徳成町21番地の2及び23番地の1
京都市中京区鍵屋町70番地
京都市中京区大宮通御池上る市之町180番地の1（一部）
京都市中京区室町通押小路下る御池之町315番地

所 在 地
京都市中京区室町通三条上る役行者町 3 7 4 番地
京都市中京区衣棚通押小路上る上妙覚寺町 2 1 2 番地
京都市中京区新町通姉小路上る神明町 7 6 番地
京都市中京区堺町通三条上る大阪材木町 6 8 8 番地
京都市中京区高倉通御池上る柊町 5 8 4 番地の 2
京都市中京区姉小路通東洞院西入車屋町 2 5 1 番地
京都市中京区姉小路通御幸町西入姉大東町 5 5 0 番地, 下白山町 2 9 2 番地の 3, 及び 2 9 2 番地の 4
京都市中京区新椹木町通竹屋町上る西草堂町 1 9 9 番地
京都市中京区橘柳町 1 6 8 番地の 5 及び 1 6 8 番地の 6
京都市中京区大宮通蛸薬師下る四坊大宮町 1 6 2 番地
京都市中京区三条通神泉苑町西入下る今新在家西町 1 1 番地
京都市中京区西洞院通錦小路下る螻蛄山町 4 7 7 番地
京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町 2 3 1 番地
京都市中京区柳馬場通三条上る油屋町 8 5 番地及び 8 7 番地
京都市中京区木屋町通三条下る材木町 1 7 6 番地の 1 及び 1 7 6 番地の 5
京都市中京区西ノ京職司町 6 7 番地の 1 4 (一部)
京都市東山区中之町 2 0 7 番地の 3
京都市下京区仏光寺通油小路東入木賊山町 1 7 9 番地
京都市下京区寺町通高辻下る京極町 5 0 5 番地
京都市下京区寺町通高辻下る京極町 5 0 3 番地
京都市下京区松屋町通松原下る二丁目下長福寺町 2 6 1 番地 (一部)
京都市下京区月見町 7 5 番地及び 7 7 番地
京都市下京区御幸町通万寿寺上る須浜町 6 5 7 番地
京都市下京区御幸町通五条上る安土町 6 2 0 番地
京都市下京区新町通鍵屋町上る蛭子町 1 2 8 番地, 1 2 9 番地, 1 3 0 番地, 1 3 1 番地, 1 3 2 番地, 1 3 3 番地及び 1 3 8 番地
京都市下京区下珠数屋町通東洞院西入橘町 7 5 番地

所 在 地
京都市下京区木津屋橋通黒門東入上糺屋町4 1 番地及び4 2 番地
京都市下京区西七条北西野町4 6 番地の1 (一部)
京都市伏見区塩屋町2 2 3 番地の1
京都市伏見区竹田内畑町1 7 9 番地及び1 8 0 番地
京都市伏見区桃山町新町2 1 番地
京都市伏見区深草鳥居崎町6 1 0 番地, 6 1 0 番地の1 及び6 1 2 番地
京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町5 4 番地

(都市計画局まち再生・創造推進室)